

半 期 報 告 書

(第85期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月 30 日

株式会社 極 洋

(081001)

第85期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 極 洋

目 次

| | 頁 |
|---------------------------|----|
| 第85期中 半期報告書 | |
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 4 |
| 3 【関係会社の状況】 | 4 |
| 4 【従業員の状況】 | 4 |
| 第2 【事業の状況】 | 6 |
| 1 【業績等の概要】 | 6 |
| 2 【生産・仕入、受注及び販売の状況】 | 8 |
| 3 【対処すべき課題】 | 9 |
| 4 【経営上の重要な契約等】 | 14 |
| 5 【研究開発活動】 | 14 |
| 第3 【設備の状況】 | 15 |
| 1 【主要な設備の状況】 | 15 |
| 2 【設備の新設、除却等の計画】 | 15 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 16 |
| 1 【株式等の状況】 | 16 |
| 2 【株価の推移】 | 21 |
| 3 【役員の状況】 | 21 |
| 第5 【経理の状況】 | 22 |
| 1 【中間連結財務諸表等】 | 23 |
| 2 【中間財務諸表等】 | 54 |
| 第6 【提出会社の参考情報】 | 73 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 74 |
| 中間監査報告書 | 巻末 |

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成19年12月14日 |
| 【中間会計期間】 | 第85期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社極洋 |
| 【英訳名】 | KYOKUYO CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 福 井 清 計 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂三丁目3番5号 |
| 【電話番号】 | 03 (5545) 0703 |
| 【事務連絡者氏名】 | 企画部長 上 島 幹 雄 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂三丁目3番5号 |
| 【電話番号】 | 03 (5545) 0703 |
| 【事務連絡者氏名】 | 企画部長 上 島 幹 雄 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第83期中 | 第84期中 | 第85期中 | 第83期 | 第84期 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | 自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日 | 自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日 | 自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日 | 自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日 | 自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 76,588 | 78,283 | 74,544 | 152,899 | 157,088 |
| 経常利益 (百万円) | 1,905 | 1,343 | 1,106 | 3,035 | 2,853 |
| 中間(当期)純利益 (百万円) | 1,107 | 1,209 | 591 | 2,007 | 2,000 |
| 純資産額 (百万円) | 16,474 | 18,493 | 18,053 | 18,370 | 18,887 |
| 総資産額 (百万円) | 66,694 | 69,255 | 65,435 | 65,049 | 66,459 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 153.55 | 169.68 | 163.27 | 170.24 | 172.51 |
| 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円) | 10.33 | 11.23 | 5.47 | 18.31 | 18.56 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円) | 10.19 | 11.13 | 5.46 | 18.08 | 18.41 |
| 自己資本比率 (%) | 24.7 | 26.4 | 27.0 | 28.2 | 28.0 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | △3,191 | △3,874 | 1,264 | 1,226 | △1,816 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | △703 | 309 | △1,111 | △1,213 | △662 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 4,449 | 4,007 | △232 | 265 | 2,514 |
| 現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円) | 3,282 | 3,478 | 3,020 | 3,029 | 3,090 |
| 従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人) | 1,134 [151] | 2,478 [153] | 2,635 [139] | 1,123 [138] | 2,791 [147] |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第83期中 | 第84期中 | 第85期中 | 第83期 | 第84期 |
|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | 自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日 | 自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日 | 自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日 | 自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日 | 自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 71,155 | 72,808 | 67,133 | 142,995 | 146,722 |
| 経常利益 (百万円) | 1,310 | 912 | 283 | 2,264 | 1,726 |
| 中間(当期)純利益 (百万円) | 803 | 1,009 | 222 | 1,611 | 1,419 |
| 資本金 (百万円) | 5,664 | 5,664 | 5,664 | 5,664 | 5,664 |
| 発行済株式総数 (千株) | 109,282 | 109,282 | 109,282 | 109,282 | 109,282 |
| 純資産額 (百万円) | 13,899 | 15,403 | 13,916 | 15,685 | 15,373 |
| 総資産額 (百万円) | 57,693 | 59,580 | 54,578 | 56,027 | 55,839 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 129.55 | 142.96 | 128.73 | 145.42 | 142.30 |
| 1株当たり中間(当期)純利益金額 (円) | 7.50 | 9.37 | 2.06 | 14.73 | 13.17 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額 (円) | 7.40 | 9.29 | 2.05 | 14.55 | 13.06 |
| 1株当たり配当額 (円) | — | — | — | 5.00 | 6.00 |
| 自己資本比率 (%) | 24.1 | 25.9 | 25.5 | 28.0 | 27.5 |
| 従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人) | 509 [100] | 520 [94] | 546 [93] | 504 [98] | 514 [101] |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 平成19年3月期の1株当たり配当額6円には、創立70周年記念配当1円を含んでいます。

2 【事業の内容】

(1) 事業内容の重要な変更(事業区分の変更)

①従来、鯉・鮪事業は、水産商事、加工食品、物流サービス及び漁撈の各セグメントに含めておりましたが、当該事業区分は漁撈・加工から販売までの一貫した体制のなかで管理することとしたため、「鯉・鮪」として区分表示することに変更しました。

主な関係会社(連結子会社)

極洋水産(株)

②当中間連結会計期間より、水産加工品の多様化に対応した業務組織の変更により、加工食品部門の製品の一部を水産商事部門で管理することとしました。

(2) 主要な関係会社の異動

鯉・鮪事業

主にまぐろその他水産物の養殖事業を目的に、平成19年7月19日新たに合弁会社キョクヨーマリンファーム(株)を設立出資したことにより、関係会社(連結子会社)としました。既に種苗の放養を開始しており平成21年からの出荷を計画しています。

3 【関係会社の状況】

新規

主にまぐろその他水産物の養殖、加工及び販売業を目的に、平成19年7月19日新たに下記合弁会社を設立出資し、関係会社(連結子会社)としました。

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 | |
|--------------------------------|--------|--------------|----------------------------------|---------------------|-----------------|--------------|
| | | | | | 役員の兼任等 | |
| | | | | | 当社 役員 (名) | 当社従業員 (名) |
| (連結子会社) キョクヨー マリンファーム(株) | 高知県宿毛市 | 30 | まぐろその他 水産物の養 殖、加工及び 販売業 | 83.3 (16.7) | 2 | 出向 1 兼務 2 |

- (注) 1. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 平成21年から出荷を計画しており、その際当社は製品の仕入を行う予定です。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

| 事業の種類別セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------------|-------------|
| 水産商事 | 187 [21] |
| 加工食品 | 2,135 [82] |
| 物流サービス | 64 [8] |
| 鯉・鮪 | 184 [21] |
| その他 | 20 [1] |
| 全社(共通) | 45 [6] |
| 合計 | 2,635 [139] |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

| | |
|---------|----------|
| 従業員数(名) | 546 [93] |
|---------|----------|

(注) 臨時従業員数は[]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、職員は極洋労働組合を組織し、日本食品関連産業労働組合総連合会（フード連合）に加盟し、船員は全日本海員組合に加盟しています。

なお、労使関係は概ね良好です。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、個人消費に力強さを欠くものの、企業収益の改善や設備投資の増加等により景気は堅調に推移しました。

一方、水産・食品業界におきましては、国際的な買付競争の激化により原料価格が上昇するなか、国内市況は低迷し、依然として厳しい状況で推移しました。また、食品の安全性についての消費者の関心は引続き高いものがありました。

このような状況のもとで、当社グループは消費者に安心・安全な食品の提供を心がけるとともに、グローバル戦略と加工戦略の推進による事業基盤の強化と収益の確保を重視し積極的かつ効率的な運営に努めました。鯉・鮪事業における海外まき網事業、物流サービス事業における冷蔵運搬船事業は堅調に推移しましたが、水産商事事業はほぼ全ての魚種の取り扱いが前年同期を下回り減収となったことや相場の急激な変動による一部魚種の処分損が発生したこと、加工食品事業においては加工用原料や包装資材などのコスト上昇分を十分に販売価格に転嫁するに至らなかったことなどにより、全体としては所期の目標には及びませんでした。

以上により、当中間連結会計期間の当社グループの売上高は745億44百万円（前年同期比4.8%減）、経常利益は11億6百万円（前年同期比17.7%減）、中間純利益は5億91百万円（前年同期比51.1%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

①水産商事事業

国際的な買付競争の激化や不漁などの影響により、貝類を除く、ほっけや真鱈などの北洋魚、鮭、えび、魚卵などの取り扱いが減少し、また鮭やえびなど一部魚種においては相場の急激な変動に適切に対応できず処分損などが発生したことにより、この部門の売上高は366億円（前年同期比9.9%減）、営業利益は45百万円の損失（前中間連結会計期間は4億99百万円の利益）となりました。

②加工食品事業

調理冷凍食品は主力の水産フライ類、練製品、畜肉製品などを、水産冷凍食品は寿司種商材を中心に商品アイテムの充実と拡販に努め、また昨年8月に新工場が完成したK&U Enterprise Co.,Ltd.の売上が加わったこともあり売上高は前年同期を上回りました。

一方、加工用原料や包装資材などのコスト上昇分は十分販売価格に転嫁するに至りませんでした。また、国内関係会社工場では、主要生産品目であるかに風味かまぼこは重点的な販促強化により前年同期比増収となりましたが、むきえびやえびフリッターなどが他社海外加工品との競合により売上目標を下回ったこと、魚卵製品が不漁等の影響により十分に原料確保できなかったことなどから稼働率が低下した結果、利益は前年同期を下回りました。

常温食品はまぐろ、さんま缶など魚介缶の販促により売上は前年同期を上回りましたが、原料価格上昇の影響を受け利益は下回りました。

この部門の売上高は269億円（前年同期比8.8%増）、営業利益は4億16百万円（前年同期比10.0%減）となりました。

③物流サービス事業

冷蔵倉庫事業は、事業の効率化・経費の削減に努めましたが、売上、利益とも前年同期を下回りました。

冷蔵運搬船事業は、運賃市況が堅調に推移したことに加え事業環境の変化に対応した船隊編成と採算を重視した配船を行うことにより、売上、利益とも前年同期を上回りました。

この部門の売上高は27億円（前年同期比7.0%増）、営業利益は3億84百万円（前年同期比120.2%増）となりました。

④鯉・鮪事業

かつお、まぐろの製造加工及び販売事業は、相場性の強いまぐろ一船買いを縮小し、安定的な収益の確保に注力しましたが、国内市況低迷の影響により売上、利益とも前年同期を下回りました。

海外まき網事業は、中西部太平洋や東沖において、かつお・まぐろを対象とした操業を行いました。かつおの魚価が堅調に推移したことや、経費の削減に努めるなど効率的な運営により売上、利益ともに前年同期を上回りました。

この部門の売上高は81億円（前年同期比20.1%減）、営業利益は5億30百万円（前年同期比10.7%増）となりました。

（注）従来、鯉・鮪事業を、水産商事、加工食品、物流サービス及び漁撈の各セグメントに含めておりましたが、当該事業区分は漁獲・加工から販売までの一貫した体制のなかで管理することとしたため、「鯉・鮪」として区分表示することに変更しました。また、当中間連結会計期間より、水産加工品の多様化に対応した業務組織の変更により、加工食品部門の製品の一部を水産商事部門で管理することとしました。このため前中間連結会計期間との比較は当中間連結会計期間の事業区分によっております。

（2）キャッシュ・フローの状況

| | 前中間連結会計期間 (百万円) | 当中間連結会計期間 (百万円) | 増 減 (百万円) |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △3,874 | 1,264 | 5,139 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 309 | △1,111 | △1,421 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 4,007 | △232 | △4,240 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 6 | 10 | 3 |
| 現金及び現金同等物の増減額 | 448 | △70 | △518 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | 3,478 | 3,020 | △458 |

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、12億64百万円となりました。主な増加要因は税金等調整前中間純利益、減価償却費、たな卸資産の減少によるものです。主な減少要因はその他債権の増加、法人税等の支払によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産、投資有価証券の取得による支出などにより、11億11百万円の純支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金が増加しましたが、長期借入金の返済、配当金の支払いによる支出などにより2億32百万円の純支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は期首残高より70百万円減少し、30億20百万円となりました。

2 【生産・仕入、受注及び販売の状況】

(1) 生産・仕入実績

| 事業の種類別セグメントの名称 | 金額（百万円） | 前年同期比（％） |
|----------------|---------|----------|
| 水産商事 | 38,695 | △6.5 |
| 加工食品 | 15,695 | △12.0 |
| 物流サービス | — | — |
| 鰹・鮪 | 8,130 | △16.8 |
| その他 | — | — |
| 合計 | 62,521 | △9.4 |

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 前年同期比(%)の割合は、前中間連結会計期間の実績を当中間連結会計期間の事業区分によって算出した金額に基づいております。

(2) 受注実績

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

| 事業の種類別セグメントの名称 | 金額（百万円） | 前年同期比（％） |
|----------------|---------|----------|
| 水産商事 | 36,685 | △9.9 |
| 加工食品 | 26,901 | 8.8 |
| 物流サービス | 2,746 | 7.0 |
| 鰹・鮪 | 8,163 | △20.1 |
| その他 | 47 | △20.7 |
| 合計 | 74,544 | △4.8 |

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 前年同期比(%)の割合は、前中間連結会計期間の実績を当中間連結会計期間の事業区分によって算出した金額に基づいております。

3 【対処すべき課題】

(1) 中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(2) 当社株式の大量買付行為への対応方針

当社は、平成19年6月28日開催の当社第84回定時株主総会においてご承認のうえ、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについても、当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）についての対応方針（以下「本方針」といいます）を導入しております。

①基本的な考え方

当社取締役会は、現時点におきまして、当社に対する大規模買付行為が行われ、あるいは行われようとしているとの具体的な認識は持っていませんが、当社の現在の株主構成等より判断した場合、将来、当社に対する大規模買付行為が行われる可能性を否定することはできないと考えます。このような認識のもと、当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為が開始される前（いわゆる平時）に、対応策を検討し方針を決定しておくことは取締役の責務であり、また、株主の皆様の利益の保護に通じるものと考えます。

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合に、これに応じて当社株式の売却を行うかどうかは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。

また、当社株主の皆様が、当該買付に応じるか否かについて、適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じ、十分な情報が提供される必要があると考えます。従いまして、当社取締役会としましては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が、大規模買付者から提供された後、これを評価、検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。さらに必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社は企業理念として、人間尊重を経営の基本に、健康で豊かな生活と食文化に貢献し、社会とともに成長することを目指しています。そのためには、まず、安全で安心できる食品を安定してお届けすることが、社会から当社に課せられている使命であると考えます。当社グループが活動する食品生産から流通、販売の各過程において、このことを着実に達成してきたことが、今日の当社の基盤であり、将来における成長の種子でもあり、今後ますます社会的に要望が強まり、期待される点でもあります。

従いまして、大規模買付行為がなされた場合に、以上の点に関し、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、当社の経営に影響力をもちうる大規模買付行為における対価の妥当性等の諸条件を判断する上で不可欠と考えます。

また、このような大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者が考える当社グループの経営方針や事業計画の内容、そして取引先の皆様や従業員等の当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等も、大規模買付行為を受け入れるかどうかを決定するにあたっての重要な判断材料であると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為についての情報収集、並びに検討

期間及び代替案の提示の機会の確保を目的として、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②大規模買付ルールの内容

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールにしたがって行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

- (ア) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (イ) 大規模買付行為の目的及び内容
- (ウ) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- (エ) 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針及び事業計画

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもありえるため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。

意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは、大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会の評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。また、取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、適切と判断する時点で公表します。さらに必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(ア) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、会社法その他法律または当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

具体的対抗措置のひとつとしては、下記「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」により、新株予約権の無償割当てを行うことも予定しています。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件にするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることとなります。

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様へ、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、更には、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようあらかじめ注意を喚起します。

(イ) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付ルールが遵守されている場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるかどうかは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために適切と考えられる措置を講じることがあります。

(ウ) 独立した第三者の意見の聴取

本方針を適切に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社経営陣から独立した当社社外監査役及び有識者より意見を聴取します。本方針においては、上記③. (ア) (イ)において対抗措置発動に係る客観的な要件を設定しておりますが、上記③. (イ)に記載の例外的対応をとる場合や、上記③. (ア)に記載のとおり対抗措置をとる場合などには原則として当社社外監査役及び有識者の意見を聴取するものとし、当社取締役会はその意見を最大限尊重するものとします。なお、ここでいう有識者とは、実績ある企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者、またはこれらに準ずる者としてします。

④株主・投資家に与える影響等

(ア) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下

で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものであると考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えます。また、大規模買付ルール導入時においては、新株予約権の無償割当て等には行われませんので、株主・投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

なお、上記③において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が変わりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意下さい。

(イ) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他法律または当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合は、法令及び証券取引所規則に従い、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対し、下記記載のとおりの新株予約権が無償で割り当てられ、株主の皆様は無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となりますので、申込み等の手続をとる必要はありません。

但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

株主の皆様が新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払い込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることとなった際に、法令に基づき別途お知らせします。

また、下記「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」（キ）のとおり、当社が新株予約権を取得する旨の決定をした場合は、当社が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付します。大規模買付ルールに違反した大規模買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みをすることなく当社株式を取得できますので、保有する株式の希釈化は生じないこととなります。

なお、新株予約権の無償割当ての決定が行われ、割当てを受ける株主が確定した後においても、本新株予約権を行使することができる日までは、当社取締役会は新株予約権の無償割当ての中止、割当ての後ににおいては本新株予約権の無償取得を含む決定を行う場合があり、この場合当社株価形成に影響を与える可能性があります。

⑤ 本方針の発効日及び有効期限

本方針は、本定時株主総会終結の時以降も継続し、有効期限は、次回定時株主総会終結の時までとします。

更に当社取締役会が以降も本方針を継続させるべきと考えた場合は、同様に定時株主総会に議案を提出し、本方針の継続の賛否を株主の皆様にお諮りする予定です。

なお、本方針の有効期間中であっても、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、企業価値・株主価

値の向上の観点から本方針を随時見直し、取締役会の決議により必要に応じて本方針を廃止し、または変更する場合があります。

当社は、本方針が廃止され、または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の場合にはその内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示をすみやかに行います。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされるものを含みます。）または買付け等（証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者とその共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされるものを含みます。）及び特別関係者（証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済み全株式から、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」

（ア）新株予約権無償割当ての対象となる株主及び割り当てる新株予約権の数

取締役会で定める割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。

（イ）新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数は新株予約権1個当たり1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は所要の調整を行う。

（ウ）新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権の無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

（エ）各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は当社株式1株あたり1円以上で取締役会が定める額とする。

（オ）新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

（カ）新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件（大規模買付者を含む特定株主グループは当該新株予約権を行使できないものとする等）、その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

（キ）当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日をもって、上記（カ）記載の行使条件等により新株予約権を行使することができない者以外が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができるものとする。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、食生活にとって大切な動物性蛋白質資源及びその他の食料資源をより有効に活用すること、また、安心・安全で豊かな食生活を実現することを使命とし、

(1) 基礎的研究分野については、魚肉蛋白質や脂質等の水産化学に係わる研究、食品の衛生及び安全性についての基礎的研究を行っております。

(2) 研究所及び併設する製品開発工場において調理冷凍食品、水産冷凍食品、常温食品等の新製品の試作開発を行っております。特に当社独自の技術により開発した冷凍寿司については引き続き研究を重ね、タイの合弁会社K&U Enterprise Co.,Ltd.の工場において製造ラインのチェック及び新製法導入の技術指導を行いました。

(3) 海外協力工場に対しては、独自技術の開発及び生産技術指導を通して、新製品開発や品質の安定化に取り組んでいます。K&U Enterprise Co.,Ltd.の工場に対してはスモークサーモンの生産性向上を目的とした技術改良を行いました。また、まぐろを原料とした独自製法によるペットフードの開発も行いました。

国内協力工場に対しても、筋子、いくら等製造技術の改良を行いました。

当中間連結会計期間における研究開発活動はそのほとんどが加工食品事業に関するものであり、研究開発費の総額は96百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 437,000,000 |
| 計 | 437,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日) | 上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------------|----------------------------------|--|--|
| 普通株式 | 109,282,837 | 109,282,837 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式 |
| 計 | 109,282,837 | 109,282,837 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成15年6月27日の第80回定時株主総会において決議されたもの

| 株主総会の特別決議日（平成15年6月27日） | | |
|--|--|----------------------------|
| | 中間会計期間末現在 （平成19年9月30日） | 提出日の前月末現在 （平成19年11月30日） |
| 新株予約権の数（個） | 195（注）1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 195,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり175（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年7月1日～平成20年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組み入れはない。 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③新株予約権の譲渡、質入は認めない。 ④この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1,000株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②平成16年6月29日の第81回定時株主総会において決議されたもの

| 株主総会の特別決議日（平成16年6月29日） | | |
|--|--|----------------------------|
| | 中間会計期間末現在 （平成19年9月30日） | 提出日の前月末現在 （平成19年11月30日） |
| 新株予約権の数（個） | 365（注）1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 365,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり211（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年7月1日～平成21年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組み入れはない。 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③新株予約権の譲渡、質入は認めない。 ④この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1,000株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③平成17年6月29日の第82回定時株主総会において決議されたもの

| 株主総会の特別決議日（平成17年6月29日） | | |
|--|---|----------------------------|
| | 中間会計期間末現在 （平成19年9月30日） | 提出日の前月末現在 （平成19年11月30日） |
| 新株予約権の数（個） | 505（注）1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 505,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり276（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年7月1日～平成22年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組み入れはない。 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③新株予約権の譲渡、質入は認めない。 ④この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1,000株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成19年9月30日 | — | 109,282 | — | 5,664 | — | 742 |

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%) |
|--------------------|---------------------|---------------|-------------------------------------|
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都中央区新川二丁目27番2号 | 6,201 | 5.67 |
| 株式会社りそな銀行 | 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 | 5,234 | 4.78 |
| 農林中央金庫 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号 | 4,450 | 4.07 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 3,253 | 2.97 |
| 東洋製罐株式会社 | 東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 | 3,150 | 2.88 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 | 2,245 | 2.05 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 1,967 | 1.79 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 1,932 | 1.76 |
| 極洋秋津会 | 東京都港区赤坂三丁目3番5号 | 1,511 | 1.38 |
| 中央魚類株式会社 | 東京都中央区築地五丁目2番1号 | 1,399 | 1.28 |
| 計 | — | 31,345 | 28.68 |

- (注) 1. 所有株式の割合は、小数点第3位を切り捨てて表示してあります。
2. 上記株式のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社全株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社全株、三菱UFJ信託銀行株式会社732千株は、信託業務に係る株式です。
3. 当社の所有株式は1,182,381株であり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は1.08%です。
4. 極洋秋津会は当社の取引先持株会であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|---------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 1,182,000 | — | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 107,876,000 | 107,876 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 224,837 | — | 同上 |
| 発行済株式総数 | 109,282,837 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 107,876 | — |

(注) 1. 上記「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式が310,000株(議決権310個)含まれております。

2. 単元未満株式には当社所有の自己株式381株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%) |
|---------------------|----------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社 極洋 | 東京都港区赤坂三丁目3番5号 | 1,182,000 | — | 1,182,000 | 1.08 |
| 計 | — | 1,182,000 | — | 1,182,000 | 1.08 |

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成19年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 265 | 264 | 277 | 256 | 233 | 216 |
| 最低(円) | 247 | 247 | 250 | 228 | 200 | 196 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりです。

役職の異動

| 新役名及び職名 | 旧役名及び職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|-----------------|-------------------|-------|------------|
| 取締役 (鯉鮪事業部長) | 取締役 (水産加工第4部長) | 須藤 時広 | 平成19年10月1日 |

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、井上監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | | 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日) | |
|---------------|----------|----------------------------|------------|----------------------------|------------|---------------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | | | |
| I 流動資産 | | | | | | | |
| 1 現金及び預金 | | 3,538 | | 3,067 | | 3,141 | |
| 2 受取手形及び売掛金 | | 21,612 | | 20,129 | | 19,733 | |
| 3 たな卸資産 | | 23,790 | | 23,466 | | 24,162 | |
| 4 繰延税金資産 | | 505 | | 422 | | 502 | |
| 5 その他 | | 1,258 | | 1,492 | | 889 | |
| 貸倒引当金 | | △68 | | △65 | | △66 | |
| 流動資産合計 | | 50,637 | 73.1 | 48,513 | 74.1 | 48,363 | 72.8 |
| II 固定資産 | | | | | | | |
| 1 有形固定資産 | | | | | | | |
| (1) 建物及び構築物 | ※1 ※2 | 2,394 | | 3,449 | | 3,015 | |
| (2) 機械装置及び運搬具 | ※1 ※2 | 646 | | 1,007 | | 1,355 | |
| (3) 船舶 | ※1 ※2 | 2,647 | | 2,272 | | 2,422 | |
| (4) 土地 | ※2 | 2,212 | | 2,212 | | 2,212 | |
| (5) 建設仮勘定 | | 665 | | 3 | | 6 | |
| (6) その他 | ※1 | 182 | 8,749 | 152 | 9,097 | 196 | 9,209 |
| 2 無形固定資産 | | 457 | 0.7 | 423 | 0.7 | 449 | 0.7 |
| 3 投資その他の資産 | | | | | | | |
| (1) 投資有価証券 | ※2 | 8,144 | | 5,995 | | 7,204 | |
| (2) 繰延税金資産 | | 584 | | 633 | | 588 | |
| (3) その他 | | 720 | | 809 | | 682 | |
| 貸倒引当金 | | △37 | 9,411 | △37 | 7,400 | △37 | 8,437 |
| 固定資産合計 | | 18,618 | 26.9 | 16,921 | 25.9 | 18,095 | 27.2 |
| 資産合計 | | 69,255 | 100.0 | 65,435 | 100.0 | 66,459 | 100.0 |

| 区分 | 注記 番号 | 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | | 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日) | | |
|--------------------|----------|----------------------------|------------|----------------------------|------------|---------------------------------------|------------|--|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | |
| (負債の部) | | | | | | | | |
| I 流動負債 | | | | | | | | |
| 1 支払手形及び買掛金 | | 8,615 | | 7,621 | | 7,131 | | |
| 2 短期借入金 | ※2 | 29,508 | | 29,184 | | 28,805 | | |
| 3 未払法人税等 | | 583 | | 409 | | 725 | | |
| 4 賞与引当金 | | 601 | | 575 | | 575 | | |
| 5 役員賞与引当金 | | — | | 19 | | 39 | | |
| 6 未払金 | | — | | 3,297 | | — | | |
| 7 その他 | | 4,674 | | 1,546 | | 4,648 | | |
| 流動負債合計 | | 43,982 | 63.5 | 42,656 | 65.2 | 41,926 | 63.1 | |
| II 固定負債 | | | | | | | | |
| 1 長期借入金 | ※2 | 2,540 | | 1,525 | | 1,692 | | |
| 2 繰延税金負債 | | 968 | | — | | 699 | | |
| 3 退職給付引当金 | | 1,566 | | 1,713 | | 1,604 | | |
| 4 役員退職慰労引当金 | | 74 | | — | | 85 | | |
| 5 特別修繕引当金 | | 55 | | 75 | | 66 | | |
| 6 長期未払金 | | 1,574 | | 1,411 | | 1,496 | | |
| 7 負ののれん | | 0 | | — | | — | | |
| 固定負債合計 | | 6,779 | 9.8 | 4,725 | 7.2 | 5,644 | 8.5 | |
| 負債合計 | | 50,762 | 73.3 | 47,382 | 72.4 | 47,571 | 71.6 | |
| (純資産の部) | | | | | | | | |
| I 株主資本 | | | | | | | | |
| 1 資本金 | | 5,664 | | 5,664 | | 5,664 | | |
| 2 資本剰余金 | | 744 | | 749 | | 749 | | |
| 3 利益剰余金 | | 9,341 | | 10,075 | | 10,132 | | |
| 4 自己株式 | | △252 | | △195 | | △206 | | |
| 株主資本合計 | | 15,497 | 22.4 | 16,293 | 24.9 | 16,340 | 24.5 | |
| II 評価・換算差額等 | | | | | | | | |
| 1 その他有価証券 評価差額金 | | 2,770 | | 1,223 | | 2,266 | | |
| 2 繰延ヘッジ損益 | | 7 | | 1 | | 7 | | |
| 3 為替換算調整勘定 | | 7 | | 131 | | 22 | | |
| 評価・換算差額等 合計 | | 2,785 | 4.0 | 1,355 | 2.1 | 2,296 | 3.5 | |
| III 少数株主持分 | | 210 | 0.3 | 403 | 0.6 | 250 | 0.4 | |
| 純資産合計 | | 18,493 | 26.7 | 18,053 | 27.6 | 18,887 | 28.4 | |
| 負債純資産合計 | | 69,255 | 100.0 | 65,435 | 100.0 | 66,459 | 100.0 | |

② 【中間連結損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | | 前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | | |
|---------------------|----------|--|--------|--|---------|--|------------|---------|---------|------------|
| | | 金額(百万円) | | 百分比 (%) | 金額(百万円) | | 百分比 (%) | 金額(百万円) | | 百分比 (%) |
| I 売上高 | | | 78,283 | 100.0 | | 74,544 | 100.0 | | 157,088 | 100.0 |
| II 売上原価 | ※1 | | 69,773 | 89.1 | | 66,115 | 88.7 | | 139,842 | 89.0 |
| 売上総利益 | | | 8,510 | 10.9 | | 8,429 | 11.3 | | 17,245 | 11.0 |
| III 販売費及び一般管理費 | | | | | | | | | | |
| 1 販売費 | ※2 | 4,979 | | | 5,003 | | | 10,042 | | |
| 2 一般管理費 | ※3 | 2,168 | 7,147 | 9.2 | 2,302 | 7,306 | 9.8 | 4,413 | 14,455 | 9.2 |
| 営業利益 | | | 1,362 | 1.7 | | 1,122 | 1.5 | | 2,790 | 1.8 |
| IV 営業外収益 | | | | | | | | | | |
| 1 受取利息 | | 25 | | | 24 | | | 78 | | |
| 2 受取配当金 | | 50 | | | 54 | | | 65 | | |
| 3 外国為替差益 | | 45 | | | 104 | | | 168 | | |
| 4 雑収入 | | 81 | 204 | 0.3 | 63 | 247 | 0.4 | 216 | 528 | 0.3 |
| V 営業外費用 | | | | | | | | | | |
| 1 支払利息 | | 216 | | | 260 | | | 453 | | |
| 2 雑支出 | | 7 | 223 | 0.3 | 3 | 264 | 0.4 | 11 | 465 | 0.3 |
| 経常利益 | | | 1,343 | 1.7 | | 1,106 | 1.5 | | 2,853 | 1.8 |
| VI 特別利益 | | | | | | | | | | |
| 1 固定資産処分益 | ※4 | 832 | | | 0 | | | 845 | | |
| 2 投資有価証券売却益 | | — | | | 2 | | | 18 | | |
| 3 貸倒引当金戻入差益 | | 24 | | | 1 | | | 25 | | |
| 4 その他 | | — | 857 | 1.1 | 8 | 11 | 0.0 | — | 889 | 0.6 |
| VII 特別損失 | | | | | | | | | | |
| 1 固定資産処分損 | ※5 | 3 | | | 5 | | | 7 | | |
| 2 関係会社株式整理損 | | 94 | | | — | | | 94 | | |
| 3 投資有価証券売却損 | | 2 | | | — | | | 2 | | |
| 4 投資有価証券評価損 | | — | | | — | | | 0 | | |
| 5 ゴルフ会員権評価損 | | — | | | — | | | 0 | | |
| 6 電話加入権評価損 | | — | 100 | 0.1 | — | 5 | 0.0 | 11 | 115 | 0.1 |
| 税金等調整前中間(当期) 純利益 | | | 2,099 | 2.7 | | 1,112 | 1.5 | | 3,627 | 2.3 |
| 法人税、住民税 及び事業税 | | 588 | | | 416 | | | 1,228 | | |
| 法人税等調整額 | | 290 | 879 | 1.2 | 34 | 451 | 0.6 | 356 | 1,585 | 1.0 |
| 少数株主利益(△損失) | | | 10 | 0.0 | | 70 | 0.1 | | 42 | 0.0 |
| 中間(当期)純利益 | | | 1,209 | 1.5 | | 591 | 0.8 | | 2,000 | 1.3 |

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-------|-------|-------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 5,664 | 743 | 8,712 | △267 | 14,852 |
| 中間連結会計期間中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | △538 | | △538 |
| 役員賞与金(注) | | | △42 | | △42 |
| 中間純利益 | | | 1,209 | | 1,209 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | 1 | | 14 | 16 |
| 中間連結会計期間中の変動額合計(百万円) | — | 1 | 628 | 14 | 644 |
| 平成18年9月30日残高(百万円) | 5,664 | 744 | 9,341 | △252 | 15,497 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------|--------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 3,509 | — | 8 | 3,518 | 106 | 18,477 |
| 中間連結会計期間中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | | | | △538 |
| 役員賞与金(注) | | | | | | △42 |
| 中間純利益 | | | | | | 1,209 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 16 |
| 株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額) | △738 | 7 | △1 | △732 | 103 | △628 |
| 中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円) | △738 | 7 | △1 | △732 | 103 | 15 |
| 平成18年9月30日残高(百万円) | 2,770 | 7 | 7 | 2,785 | 210 | 18,493 |

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-------|-------|--------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 5,664 | 749 | 10,132 | △206 | 16,340 |
| 中間連結会計期間中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △648 | | △648 |
| 中間純利益 | | | 591 | | 591 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | △0 | | 11 | 11 |
| 中間連結会計期間中の変動額合計(百万円) | — | △0 | △57 | 10 | △46 |
| 平成19年9月30日残高(百万円) | 5,664 | 749 | 10,075 | △195 | 16,293 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 少数株主 持分 | 純資産合計 |
|---------------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------|------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 2,266 | 7 | 22 | 2,296 | 250 | 18,887 |
| 中間連結会計期間中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △648 |
| 中間純利益 | | | | | | 591 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 11 |
| 株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額) | △1,043 | △6 | 108 | △941 | 153 | △787 |
| 中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円) | △1,043 | △6 | 108 | △941 | 153 | △834 |
| 平成19年9月30日残高(百万円) | 1,223 | 1 | 131 | 1,355 | 403 | 18,053 |

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------|-------|-------|--------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 5,664 | 743 | 8,712 | △267 | 14,852 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | △538 | | △538 |
| 役員賞与金(注) | | | △42 | | △42 |
| 当期純利益 | | | 2,000 | | 2,000 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | 6 | | 62 | 68 |
| 連結会計年度中の変動額合計(百万円) | — | 6 | 1,419 | 61 | 1,487 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 5,664 | 749 | 10,132 | △206 | 16,340 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 少数株主 持分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------|------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 3,509 | — | 8 | 3,518 | 106 | 18,477 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | | | | △538 |
| 役員賞与金(注) | | | | | | △42 |
| 当期純利益 | | | | | | 2,000 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 68 |
| 株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額) | △1,242 | 7 | 14 | △1,221 | 143 | △1,077 |
| 連結会計年度中の変動額合計 (百万円) | △1,242 | 7 | 14 | △1,221 | 143 | 409 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 2,266 | 7 | 22 | 2,296 | 250 | 18,887 |

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|----------------------------|----------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 税金等調整前中間(当期)純利益 | | 2,099 | 1,112 | 3,627 |
| 減価償却費 | | 539 | 625 | 1,161 |
| 貸倒引当金の減少額 | | △24 | △0 | △26 |
| 賞与引当金の増減額 | | 7 | 0 | △18 |
| 役員賞与引当金の増減額 | | — | △19 | 39 |
| 退職給付引当金の増減額 | | △46 | 109 | △8 |
| 特別修繕引当金の増減額 | | △9 | 9 | 1 |
| 役員退職慰労引当金の減少額 | | △348 | △85 | △336 |
| 受取利息及び受取配当金 | | △76 | △79 | △143 |
| 支払利息 | | 216 | 260 | 453 |
| 投資有価証券評価損 | | — | — | 0 |
| 投資有価証券売却益 | | — | △2 | △18 |
| 投資有価証券売却損 | | 2 | — | 2 |
| 固定資産処分益 | | △832 | △0 | △845 |
| 固定資産処分損 | | 3 | 5 | 5 |
| 電話加入権評価損 | | — | — | 11 |
| 売上債権の増加額 | | △3,724 | △395 | △1,845 |
| その他債権の増減額 | | 25 | △782 | 239 |
| たな卸資産の増減額 | | △1,702 | 713 | △2,073 |
| その他の投資増減額 | | △37 | △12 | △20 |
| 仕入債務の増減額 | | △127 | 489 | △1,610 |
| その他 | | 971 | 247 | 1,071 |
| 小計 | | △3,062 | 2,195 | △334 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 61 | 72 | 142 |
| 利息の支払額 | | △202 | △264 | △422 |
| 法人税等の支払額 | | △671 | △739 | △1,201 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | △3,874 | 1,264 | △1,816 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 固定資産の取得による支出 | | △1,037 | △447 | △2,172 |
| 固定資産の売却による収入 | | 1,215 | 0 | 1,230 |
| 投資有価証券の取得による支出 | | △43 | △545 | △13 |
| 投資有価証券の売却による収入 | | 181 | 17 | 269 |
| 貸付けによる支出 | | △17 | △147 | △21 |
| 貸付金の回収による収入 | | 11 | 6 | 36 |
| その他 | | △0 | 3 | 8 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | 309 | △1,111 | △662 |

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|------------------------------|----------|--|--|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 短期借入金の純増加額 | | 4,665 | 1,043 | 4,050 |
| 長期借入れによる収入 | | 721 | — | 665 |
| 長期借入金の返済による支出 | | △898 | △830 | △1,778 |
| 自己株式の取得・売却による 純収支額 | | 15 | 10 | 67 |
| 配当金の支払額 | | △538 | △648 | △538 |
| 少数株主からの出資による収入 | | 88 | 5 | 88 |
| その他 | | △46 | 186 | △40 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 4,007 | △232 | 2,514 |
| IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額 | | 6 | 10 | 25 |
| V 現金及び現金同等物の増減額 | | 448 | △70 | 60 |
| VI 現金及び現金同等物の期首残高 | | 3,029 | 3,090 | 3,029 |
| VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 | | 3,478 | 3,020 | 3,090 |
| | | | | |

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|----------------|--|---|---|
| 1 連結の範囲に関する事項 | <p>連結子会社の数 12社 連結子会社名 キョクヨー秋津冷蔵(株) キョクヨー総合サービス(株) 極洋海運(株) 極洋商事(株) 極洋食品(株) 極洋水産(株) キョクヨーフーズ(株) サポートフーズ(株) Kyokuyo America Corporation Kyokuyo Shipping Panama S.A. K&U Enterprise Co.,Ltd. 青島極洋貿易有限公司 当社は子会社の全てを連結範囲に含めております。 なお、平成18年8月1日にKyokuyo Europe B.V.を設立出資しておりますが、同社の中間決算日が6月末であることから中間連結計算書類作成に際しては連結範囲に含めておりません。</p> | <p>連結子会社の数 14社 連結子会社名 キョクヨー秋津冷蔵(株) キョクヨー総合サービス(株) 極洋海運(株) 極洋商事(株) 極洋食品(株) 極洋水産(株) キョクヨーフーズ(株) サポートフーズ(株) キョクヨーマリンファーム(株) Kyokuyo America Corporation Kyokuyo Shipping Panama S.A. K&U Enterprise Co.,Ltd. 青島極洋貿易有限公司 Kyokuyo Europe B.V. 当社は子会社の全てを連結範囲に含めております。 なお、キョクヨーマリンファーム(株)については、当中間連結会計期間において新たに設立出資したことにより、当中間連結会計期間より連結範囲に含めております。</p> | <p>連結子会社の数 13社 連結子会社名 キョクヨー秋津冷蔵(株) キョクヨー総合サービス(株) 極洋海運(株) 極洋商事(株) 極洋食品(株) 極洋水産(株) キョクヨーフーズ(株) サポートフーズ(株) Kyokuyo America Corporation Kyokuyo Shipping Panama S.A. K&U Enterprise Co.,Ltd. 青島極洋貿易有限公司 Kyokuyo Europe B.V. 当社は子会社の全てを連結範囲に含めております。 なお、当連結会計年度において設立出資したKyokuyo Europe B.V.を新たに連結範囲に含めております。</p> |
| 2 持分法の適用に関する事項 | <p>持分法適用の非連結子会社はありません。 持分法を適用していない関連会社であるインテグレート・システム(株)1社に対する投資については、中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> | <p>同左</p> | <p>持分法適用の非連結子会社はありません。 持分法を適用していない関連会社であるインテグレート・システム(株)1社に対する投資については、それぞれ連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|--|--|
| <p>3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券</p> <p>②デリバティブ</p> <p>③たな卸資産 商品 製品</p> | <p>連結子会社のうち、Kyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd、青島極洋貿易有限公司の3社の中間決算日は6月末日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を記載し、中間連結決算日までに生じた重要な取引については、中間連結決算上必要な調整を行っております。</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>時価法によっております。</p> <p>総平均法による低価法によっております。</p> <p>売価還元法による低価法によっております。</p> | <p>連結子会社のうち、Kyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.の4社の中間決算日は6月末日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を記載し、中間連結決算日までに生じた重要な取引については、中間連結決算上必要な調整を行っております。</p> <p>_____</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>_____</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> | <p>連結子会社のうち、Kyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.の4社の決算日は12月末日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を記載し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>_____</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|-----------------|--|--|---|
| (3) 重要な引当金の計上基準 | | | |
| ①貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。 | 同左 | 同左 |
| ②賞与引当金 | 従業員の賞与の支出に備えるため、親会社及び国内連結子会社は、支給見込額に基づき計上しております。 | 同左 | 同左 |
| ③役員賞与引当金 | ————— | 役員の賞与の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に負担するべき額を計上しております。 | 役員の賞与の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度に負担するべき額を計上しております。 |
| ④退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異(3,949百万円)については、15年による均等額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。 | 同左 | 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 会計基準変更時差異(3,949百万円)については、15年による均等額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。 |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|--|---|
| ⑤役員退職慰労引当金 | <p>国内連結子会社は、役員 の退職慰労金の支払いに備 えるため、内規に基づく当 中間連結会計期間末支給 額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は平成18年5月12日 開催の取締役会において、 役員退職慰労金制度の廃止 を決議するとともに、平成 18年6月29日開催の定時株 主総会において、本総会終 結時に在任する役員対し て、これまでの在任期間に 応じた退職慰労金を各役員 の退任時に支給することが 承認可決されました。これ により、当社の「退職慰労 引当金」(294百万円)を 全額取崩し、固定負債の 「長期未払金」に含めて表 示しております。</p> | <p>———</p> | <p>国内連結子会社は、役員 の退職慰労金の支払いに備 えるため、内規に基づく当 連結会計年度末支給額を 計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は平成18年5月12日 開催の取締役会において、 役員退職慰労金制度の廃止 を決議するとともに、平成 18年6月29日開催の定時株 主総会において、本総会終 結時に在任する役員対し て、これまでの在任期間に 応じた退職慰労金を各役員 の退任時に支給することが 承認可決されました。これ により、当社の「退職慰労 引当金」(294百万円)を 全額取崩し、固定負債の 「長期未払金」に含めて表 示しております。</p> |
| ⑥特別修繕引当金 | <p>船舶の特別修繕に要する 費用の支出に備えるため、 将来の修繕見積額に基づき 計上しております。</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> |
| (4) 重要な外貨建の 資産又は負債の 本邦通貨への換 算基準 | <p>外貨建金銭債権債務は、 中間連結決算日の直物為替 相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理 しております。</p> <p>なお、在外子会社の資産 及び負債は、中間決算日の 直物為替相場により円貨に 換算し、収益及び費用は期 中平均相場により円貨に換 算し、換算差額は純資産の 部における為替換算調整勘 定及び少数株主持分に含め て計上しております。</p> | <p>同左</p> | <p>外貨建金銭債権債務は、 連結決算日の直物為替相 場により円貨に換算し、換 算差額は損益として処理し ております。</p> <p>なお、在外子会社の資産 及び負債は、決算日の直物 為替相場により円貨に換 算し、収益及び費用は期中平 均相場により円貨に換 算し、換算差額は純資産の部 における為替換算調整勘定 及び少数株主持分に含めて 計上しております。</p> |
| (5) 重要なリース取 引の処理方法 | <p>リース物件の所有権が借 主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・ リース取引については、通 常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によっ ております。</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|---|--|--|
| (6) 重要なヘッジ会計の方法 | <p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨オプションについては、振当処理によっております。また、金利スワップ取引のうち、特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を適用してしております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引 ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び借入金</p> <p>③ヘッジ方針 為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 既に経過した期間についてのヘッジ対象とヘッジ手段との時価またはキャッシュ・フロー変動額を比較する方法によっております。</p> | <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> | <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> |
| (7) 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 | 同左 | 同左 |
| 5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲 | 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。 | 同左 | 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。 |

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は18,275百万円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正による中間連結財務諸表の表示に関する変更は以下の通りであります。</p> <p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は、当中間連結会計期間から「負ののれん」として表示しております。</p> | <p>—————</p> <p>—————</p> | <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は18,629百万円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> |

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|--|
| | <p>(有形固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この変更により、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ4百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> | <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期利益が39百万円減少しております。</p> |

表示方法の変更

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) |
|--|--|
| | <p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において流動負債の「その他」に含めておりました「未払金」(前中間連結会計期間3,171百万円)については、負債純資産総額の100分の5超となったため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> |

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

| 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | | 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | | 前連結会計年度末 (平成19年3月31日) | |
|----------------------------|--|----------------------------|--|--------------------------|--|
| ※1 | 有形固定資産の減価償却累計額 8,351百万円 | ※1 | 有形固定資産の減価償却累計額 9,400百万円 | ※1 | 有形固定資産の減価償却累計額 8,858百万円 |
| ※2 | 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物及び構築物 565百万円 機械装置及び運搬具 256 船 舶 625 土 地 817 投資有価証券 5,355 <hr/> 計 7,620 上記資産のうち漁業財団を組成しているものは、船舶625百万円であります。 担保設定の原因となる債務 短期借入金 610百万円 一年以内に返済する長期借入金 1,633 長期借入金 1,819 <hr/> 計 4,062 内、漁業財団抵当の設定原因となる債務 一年以内に返済する長期借入金 120百万円 長期借入金 700 <hr/> 計 820 | ※2 | 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物及び構築物 534百万円 機械装置及び運搬具 194 船 舶 484 土 地 817 投資有価証券 3,219 <hr/> 計 5,249 上記資産のうち漁業財団を組成しているものは、船舶484百万円であります。 担保設定の原因となる債務 短期借入金 470百万円 一年以内に返済する長期借入金 911 長期借入金 907 <hr/> 計 2,289 内、漁業財団抵当の設定原因となる債務 一年以内に返済する長期借入金 100百万円 長期借入金 600 <hr/> 計 700 | ※2 | 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物及び構築物 553百万円 機械装置及び運搬具 219 船 舶 535 土 地 817 投資有価証券 4,253 <hr/> 計 6,378 上記資産のうち漁業財団を組成しているものは、船舶535百万円であります。 担保設定の原因となる債務 短期借入金 500百万円 一年以内に返済する長期借入金 1,575 長期借入金 1,027 <hr/> 計 3,102 内、漁業財団抵当の設定原因となる債務 一年以内に返済する長期借入金 107百万円 長期借入金 650 <hr/> 計 757 |

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | |
|--|---|--|--|--|---|
| ※1 | 低価法による商製品の評価減は売上原価に算入されており、その金額は60百万円であります。 | ※1 | 低価法による商製品の評価減は売上原価に算入されており、その金額は32百万円であります。 | ※1 | 低価法による商製品の評価減は売上原価に算入されており、その金額は156百万円であります。 |
| ※2 | 販売費のうち主要な費目 保管料 775百万円 発送及び配達費 1,288 販売員給与手当 789 賞与引当金 284 繰入額 退職給付費用 255 | ※2 | 販売費のうち主要な費目 販売手数料 531百万円 保管料 727 発送及び配達費 1,251 販売員給与手当 805 賞与引当金 282 繰入額 | ※2 | 販売費のうち主要な費目 保管料 1,573百万円 発送及び配達費 2,587 販売員給与手当 1,858 賞与引当金 283 繰入額 退職給付費用 509 |
| ※3 | 一般管理費のうち主要な費目 事務員給与手当 523百万円 賞与引当金 174 繰入額 退職給付費用 126 役員退職慰労引当金繰入額 11 | ※3 | 一般管理費のうち主要な費目 事務員給与手当 560百万円 賞与引当金 174 繰入額 役員賞与引当金 19 繰入額 地代家賃 243 | ※3 | 一般管理費のうち主要な費目 事務員給与手当 1,210百万円 賞与引当金 181 繰入額 退職給付費用 251 役員退職慰労引当金繰入額 23 |
| ※4 | 固定資産処分益の主なものは、土地の売却益832百万円他であります。 | ※4 | 固定資産処分益の主なものは、備品の売却益であります。 | ※4 | 固定資産処分益の主なものは、土地の売却益832百万円他であります。 |
| ※5 | 固定資産処分損の主なものは、建物の除却損3百万円他であります。 | ※5 | 固定資産処分損の主なものは、機械装置及び運搬具の処分損2百万円他であります。 | ※5 | 固定資産処分損の主なものは、建物及び構築物の除却損6百万円他であります。 |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当中間連結会計期間末 |
|----------|----------|----|----|------------|
| 普通株式(千株) | 109,282 | — | — | 109,282 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当中間連結会計期間末 |
|---------|-----------|-------|--------|------------|
| 普通株式(株) | 1,622,762 | 1,245 | 91,000 | 1,533,007 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,245株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプションの行使による減少 91,000株

3 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成18年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 538 | 5 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月30日 |

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当中間連結会計期間末 |
|----------|----------|----|----|------------|
| 普通株式(千株) | 109,282 | — | — | 109,282 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当中間連結会計期間末 |
|---------|-----------|-------|--------|------------|
| 普通株式(株) | 1,249,326 | 2,578 | 69,523 | 1,182,381 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,578株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプションの行使による減少 69,000株

3 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成19年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 648 | 6 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月29日 |

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|----------|----------|----|----|----------|
| 普通株式(千株) | 109,282 | — | — | 109,282 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|-------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 1,622,762 | 3,564 | 377,000 | 1,249,326 |

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,564株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプションの行使による減少 377,000株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成18年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 538 | 5 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成19年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 648 | 6 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月29日 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|---|---|
| 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) | 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在) | 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) |
| 現金及び預金勘定 3,538百万円 預入期間が3ヶ月を超 える定期預金 $\Delta 60$ | 現金及び預金勘定 3,067百万円 預入期間が3ヶ月を超 える定期預金 $\Delta 47$ | 現金及び預金勘定 3,141百万円 預入期間が3ヶ月を超 える定期預金 $\Delta 51$ |
| 現金及び現金同等物 3,478 | 現金及び現金同等物 3,020 | 現金及び現金同等物 3,090 |

(リース取引関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | | | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | | | | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | |
|--|------------------|---------------------|--------------------|--|------------------|---------------------|--------------------|--|------------------|---------------------|------------------|
| 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | | | | 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | | | | 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | | | |
| | 取得価額相当額 (百万円) | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 中間期末残高相当額 (百万円) | | 取得価額相当額 (百万円) | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 中間期末残高相当額 (百万円) | | 取得価額相当額 (百万円) | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 期末残高相当額 (百万円) |
| 機械装置及び運搬具 | 30 | 16 | 13 | 機械装置及び運搬具 | 23 | 13 | 9 | 機械装置及び運搬具 | 26 | 14 | 11 |
| その他(器具備品) | 156 | 105 | 50 | その他(器具備品) | 132 | 49 | 83 | その他(器具備品) | 177 | 84 | 93 |
| その他(無形固定資産) | 14 | 11 | 2 | その他(無形固定資産) | 30 | 9 | 20 | その他(無形固定資産) | 30 | 6 | 23 |
| 合計 | 200 | 133 | 67 | 合計 | 185 | 72 | 113 | 合計 | 234 | 106 | 128 |
| ②未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 28百万円 1年超 40 合計 69 | | | | ②未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 31百万円 1年超 84 合計 115 | | | | ②未経過リース料期末残高相当額 1年内 35百万円 1年超 95 合計 130 | | | |
| ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 21百万円 減価償却費相当額 20 支払利息相当額 1 | | | | ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 21百万円 減価償却費相当額 20 支払利息相当額 1 | | | | ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 47百万円 減価償却費相当額 44 支払利息相当額 2 | | | |
| ④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | | | | ④減価償却費相当額の算定方法 同左 | | | | ④減価償却費相当額の算定方法 同左 | | | |
| ⑤利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | | | | ⑤利息相当額の算定方法 同左 | | | | ⑤利息相当額の算定方法 同左 | | | |
| 2 オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。 | | | | 2 オペレーティング・リース取引 同左 | | | | 2 オペレーティング・リース取引 同左 | | | |

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 差 額 (百万円) |
|-----------|---------------|-----------------------|--------------|
| (1) 株 式 | 3,245 | 7,863 | 4,617 |
| (2) そ の 他 | — | — | — |
| 合 計 | 3,245 | 7,863 | 4,617 |

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

| | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 満期保有目的の債券 割引金融債 | 56 |
| (2) その他有価証券 非上場株式 | 177 |
| 合 計 | 234 |

II 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 差 額 (百万円) |
|-----------|---------------|-----------------------|--------------|
| (1) 株 式 | 3,769 | 5,808 | 2,038 |
| (2) そ の 他 | — | — | — |
| 合 計 | 3,769 | 5,808 | 2,038 |

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

| | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 満期保有目的の債券 割引金融債 | — |
| (2) その他有価証券 非上場株式 | 176 |
| 合 計 | 176 |

Ⅲ 前連結会計年度末（平成19年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 取得原価 (百万円) | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 差 額 (百万円) |
|-----------|---------------|---------------------|--------------|
| (1) 株 式 | 3,239 | 7,017 | 3,777 |
| (2) そ の 他 | — | — | — |
| 合 計 | 3,239 | 7,017 | 3,777 |

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

| 種 類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------------------|---------------------|
| (1) 満期保有目的の債券 割引金融債 | — |
| (2) その他有価証券 非上場株式 | 176 |
| 合 計 | 176 |

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況
ヘッジ会計を適用しているため該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

| 種 類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち1年超 (百万円) | 時価(百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------------------------|---------------|---------------------|---------|---------------|
| 通貨オプション 買建 コール 米ドル | 1,053 | — | 1,035 | △17 |
| 合 計 | 1,053 | — | 1,035 | △17 |

(注) 時価の算定方法

先物為替相場によっております。

III 前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況
ヘッジ会計を適用しているため該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても、新たに付与されたストック・オプションはありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

| | 水産商事 (百万円) | 加工食品 (百万円) | 物流 サービス (百万円) | 漁撈 (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------------|-------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する 売上高 | 36,587 | 37,306 | 2,572 | 1,757 | 59 | 78,283 | — | 78,283 |
| (2)セグメント間の内 部売上高又は振替高 | 9,687 | 1,297 | 475 | 0 | 307 | 11,767 | (11,767) | — |
| 計 | 46,275 | 38,603 | 3,048 | 1,757 | 367 | 90,051 | (11,767) | 78,283 |
| 営業費用 | 45,718 | 37,939 | 2,844 | 1,564 | 317 | 88,385 | (11,463) | 76,921 |
| 営業利益 | 556 | 663 | 203 | 193 | 49 | 1,666 | (303) | 1,362 |

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

| | 水産商事 (百万円) | 加工食品 (百万円) | 物流 サービス (百万円) | 鯉・鮪 (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------------|--------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する 売上高 | 36,685 | 26,901 | 2,746 | 8,163 | 47 | 74,544 | — | 74,544 |
| (2)セグメント間の内 部売上高又は振替高 | 6,078 | 2,945 | 246 | 1,486 | 308 | 11,065 | (11,065) | — |
| 計 | 42,764 | 29,847 | 2,993 | 9,649 | 355 | 85,610 | (11,065) | 74,544 |
| 営業費用 | 42,810 | 29,430 | 2,608 | 9,119 | 310 | 84,280 | (10,858) | 73,421 |
| 営業利益(△損失) | △45 | 416 | 384 | 530 | 44 | 1,330 | (207) | 1,122 |

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

| | 水産商事 (百万円) | 加工食品 (百万円) | 物流 サービス (百万円) | 漁撈 (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------------|-------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する 売上高 | 71,948 | 75,727 | 5,407 | 3,880 | 123 | 157,088 | — | 157,088 |
| (2)セグメント間の内 部売上高又は振替高 | 15,881 | 18,512 | 911 | — | 617 | 35,922 | (35,922) | — |
| 計 | 87,830 | 94,240 | 6,319 | 3,880 | 740 | 193,011 | (35,922) | 157,088 |
| 営業費用 | 86,811 | 93,015 | 5,835 | 3,480 | 638 | 189,781 | (35,483) | 154,298 |
| 営業利益 | 1,018 | 1,224 | 483 | 400 | 102 | 3,229 | (439) | 2,790 |

(注) 1 事業区分の方法

事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分の事業内容及び主要製品

| 事業区分 | 事業内容 | 主要製品 |
|------------|---------------------------|-----------|
| (1) 水産商事 | 水産物の買付、販売 | 冷凍魚介類 |
| (2) 加工食品 | 冷凍食品の製造、買付販売及び缶詰等の加工食品の販売 | 冷凍食品、缶詰 |
| (3) 物流サービス | 冷蔵倉庫業及び海上運送業 | |
| (4) 鯉・鮪 | 鯉・鮪の漁獲、養殖、製造加工、販売 | 冷凍かつお、まぐろ |
| (5) その他 | 保険代理店業等 | |

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、前中間連結会計期間330百万円、当中間連結会計期間 209百万円及び前連結会計年度 463百万円であります。その主なものは、親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

4 「中間連結財務諸表作成のための重要な事項の変更」に記載の通り、平成19年4月1日以降取得した有形固定資産については改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「加工食品」の営業費用は0百万円、「物流サービス」の営業費用は0百万円、「鯉・鮪」の営業費用は4百万円、「その他」の営業費用は0百万円増加し、それぞれ営業利益が同額減少しております。

なお、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の（追加情報）に記載の通り、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却する方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「加工食品」の営業費用は2百万円、「物流サービス」の営業費用は10百万円、「鯉・鮪」の営業費用は1百万円、「その他」の営業費用は8百万円、「消去又は全社」の営業費用は0百万円増加し、それぞれ営業利益が同額減少しております。

（事業区分の方法の変更）

5 事業区分の変更については、従来、鯉・鮪事業を、水産商事、加工食品、物流サービス及び漁撈の各セグメントに含めておりましたが、当該事業区分は漁獲・加工から販売までの一貫した体制のなかで管理することとしたため、「鯉・鮪」として区分表示することに変更しました。

また、当中間連結会計期間より、水産加工品の多様化に対応した業務組織の変更により、加工食品部門の製品の一部を水産商事部門で管理することとしました。

この結果、前中間連結会計期間と同様の区分によった場合に比し、水産商事部門の外部顧客に対する売上高は、7,167百万円、セグメント間の内部売上高は872百万円増加し、営業利益は58百万円減少し、加工食品部門の外部顧客に対する売上高は13,034百万円、セグメント間の内部売上高は1,690百万円、営業利益は87百万円減少しております。

また、物流サービス部門の外部顧客に対する売上高は4百万円、セグメント間の内部売上高は140百万円減少し、営業利益は3百万円増加しており、その他部門の営業利益は12百万円増加しております。従来漁撈部門に区分されていた外部顧客に対する売上高2,292百万円、営業利益400百万円は、鯉・鮪部門に含まれております。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度のセグメント情報を、当中間連結会計期間の事業区分の方法により区分したものは、次の通りであります。

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

| | 水産商事 (百万円) | 加工食品 (百万円) | 物流 サービス (百万円) | 鯉・鮪 (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------------|--------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する 売上高 | 40,704 | 24,732 | 2,567 | 10,221 | 59 | 78,283 | — | 78,283 |
| (2)セグメント間の内 部売上高又は振替高 | 7,322 | 945 | 286 | 3,691 | 307 | 12,553 | (12,553) | — |
| 計 | 48,026 | 25,677 | 2,853 | 13,912 | 367 | 90,837 | (12,553) | 78,283 |
| 営業費用 | 47,526 | 25,214 | 2,678 | 13,433 | 317 | 89,171 | (12,249) | 76,921 |
| 営業利益 | 499 | 463 | 174 | 478 | 49 | 1,666 | (303) | 1,362 |

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

| | 水産商事 (百万円) | 加工食品 (百万円) | 物流 サービス (百万円) | 鰹・鮪 (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------------|--------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する 売上高 | 82,460 | 49,975 | 5,396 | 19,132 | 123 | 157,088 | — | 157,088 |
| (2)セグメント間の内 部売上高又は振替高 | 9,900 | 2,559 | 537 | 2,835 | 617 | 16,450 | (16,450) | — |
| 計 | 92,361 | 52,535 | 5,934 | 21,967 | 740 | 173,538 | (16,450) | 157,088 |
| 営業費用 | 91,351 | 51,649 | 5,496 | 21,173 | 638 | 170,308 | (16,010) | 154,298 |
| 営業利益 | 1,010 | 885 | 437 | 793 | 102 | 3,229 | (439) | 2,790 |

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | |
|---|----------------|---|----------------|---|----------------|
| 1株当たり純資産額 | 169.68円 | 1株当たり純資産額 | 163.27円 | 1株当たり純資産額 | 172.51円 |
| 1株当たり中間純利益 金額 | 11.23円 | 1株当たり中間純利益 金額 | 5.47円 | 1株当たり当期純利益 金額 | 18.56円 |
| 潜在株式調整後1株当 り中間純利益金額 | 11.13円 | 潜在株式調整後1株当 り中間純利益金額 | 5.46円 | 潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 | 18.41円 |
| 1株当たり中間純利益及び潜在株式 調整後1株当たり中間純利益の算定 基礎 | | 1株当たり中間純利益及び潜在株式 調整後1株当たり中間純利益の算定 基礎 | | 1株当たり当期純利益及び潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定 基礎 | |
| 中間純利益 | 1,209百万円 | 中間純利益 | 591百万円 | 当期純利益 | 2,000百万円 |
| 普通株主に帰属 しない金額 | —百万円 | 普通株主に帰属 しない金額 | —百万円 | 普通株主に帰属 しない金額 | —百万円 |
| 普通株式に係る中間 純利益 | 1,209百万円 | 普通株式に係る中間 純利益 | 591百万円 | 普通株式に係る当期 純利益 | 2,000百万円 |
| 普通株式の期中 平均株式数 | 107,721千株 | 普通株式の期中 平均株式数 | 108,078千株 | 普通株式の期中 平均株式数 | 107,768千株 |
| 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益の算定 に用いられた普通株式 増加数の主要な内訳 | 新株予約権 943千株 | 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益の算定 に用いられた普通株式 増加数の主要な内訳 | 新株予約権 208千株 | 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定 に用いられた普通株式 増加数の主要な内訳 | 新株予約権 895千株 |
| 希薄化効果を有しない ため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額の算定に含めな かった潜在株式の概要 | — | 希薄化効果を有しない ため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額の算定に含めな かった潜在株式の概要 | — | 希薄化効果を有しない ため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 の算定に含めな かった潜在株式の概要 | — |

(重要な後発事象)

該当する項目はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間末 (平成18年9月30日) | | 当中間会計期間末 (平成19年9月30日) | | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日) | | |
|------------|----------|--------------------------|--------------|--------------------------|--------------|-----------------------------------|--------------|--|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | |
| (資産の部) | | | | | | | | |
| I 流動資産 | | | | | | | | |
| 1 現金及び預金 | | 1,902 | | 1,741 | | 1,769 | | |
| 2 受取手形 | | 27 | | 30 | | 24 | | |
| 3 売掛金 | | 21,535 | | 20,420 | | 20,425 | | |
| 4 たな卸資産 | | 21,178 | | 19,162 | | 19,782 | | |
| 5 繰延税金資産 | | 385 | | 271 | | 354 | | |
| 6 その他 | | 358 | | 873 | | 294 | | |
| 貸倒引当金 | | △ 19 | | △19 | | △19 | | |
| 流動資産合計 | | | 45,368 76.1 | | 42,480 77.8 | | 42,632 76.3 | |
| II 固定資産 | | | | | | | | |
| 1 有形固定資産 | ※1 ※2 | 3,039 | | 2,939 | | 2,996 | | |
| 2 無形固定資産 | | 433 | | 403 | | 427 | | |
| 3 投資その他の資産 | | | | | | | | |
| (1) 投資有価証券 | ※2 | 8,996 | | 7,031 | | 8,122 | | |
| (2) 繰延税金資産 | | — | | 53 | | — | | |
| (3) その他 | | 1,779 | | 1,708 | | 1,698 | | |
| 貸倒引当金 | | △ 37 | | △37 | | △37 | | |
| 投資その他の資産合計 | | 10,738 | | 8,755 | | 9,783 | | |
| 固定資産合計 | | | 14,212 23.9 | | 12,098 22.2 | | 13,206 23.7 | |
| 資産合計 | | | 59,580 100.0 | | 54,578 100.0 | | 55,839 100.0 | |

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間末 (平成18年9月30日) | | 当中間会計期間末 (平成19年9月30日) | | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日) | |
|-----------|----------|--------------------------|-------------|--------------------------|-------------|-----------------------------------|-------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | | | |
| I 流動負債 | | | | | | | |
| 1 外貨支払手形 | | 134 | | 129 | | 59 | |
| 2 買掛金 | | 8,272 | | 7,483 | | 7,058 | |
| 3 短期借入金 | ※2 | 26,780 | | 24,748 | | 24,812 | |
| 4 未払法人税等 | | 382 | | — | | 330 | |
| 5 賞与引当金 | | 410 | | 408 | | 415 | |
| 6 役員賞与引当金 | | — | | 12 | | 25 | |
| 7 預り金 | | — | | 2,928 | | — | |
| 8 その他 | ※4 | 4,559 | | 2,824 | | 5,039 | |
| 流動負債合計 | | | 40,539 68.0 | | 38,535 70.6 | | 37,741 67.6 |
| II 固定負債 | | | | | | | |
| 1 長期借入金 | ※2 | 1,055 | | 307 | | 341 | |
| 2 退職給付引当金 | | 1,343 | | 1,500 | | 1,380 | |
| 3 長期未払金 | | 294 | | 294 | | 294 | |
| 4 繰延税金負債 | | 942 | | — | | 683 | |
| 5 その他 | | — | | 24 | | 24 | |
| 固定負債合計 | | | 3,637 6.1 | | 2,127 3.9 | | 2,724 4.9 |
| 負債合計 | | | 44,176 74.1 | | 40,662 74.5 | | 40,466 72.5 |

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間末 (平成18年9月30日) | | 当中間会計期間末 (平成19年9月30日) | | 前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日) | |
|--------------------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|----------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (純資産の部) | | | | | | | |
| I 株主資本 | | | | | | | |
| 1 資本金 | | 5,664 | 9.5 | 5,664 | 10.4 | 5,664 | 10.1 |
| 2 資本剰余金 | | | | | | | |
| (1) 資本準備金 | | 742 | | 742 | | 742 | |
| (2) その他資本剰余金 | | 2 | | 7 | | 7 | |
| 資本剰余金合計 | | 744 | 1.2 | 749 | 1.4 | 749 | 1.3 |
| 3 利益剰余金 | | | | | | | |
| (1) 利益準備金 | | 673 | | 673 | | 673 | |
| (2) その他利益剰余金 | | | | | | | |
| 別途積立金 | | 1,560 | | 1,560 | | 1,560 | |
| 繰越利益剰余金 | | 4,464 | | 4,449 | | 4,874 | |
| 利益剰余金合計 | | 6,698 | 11.3 | 6,682 | 12.2 | 7,108 | 12.7 |
| 4 自己株式 | | △252 | △0.4 | △195 | △0.4 | △206 | △0.3 |
| 株主資本合計 | | 12,854 | 21.6 | 12,901 | 23.6 | 13,316 | 23.8 |
| II 評価・換算差額等 | | | | | | | |
| 1 その他有価証券 評価差額金 | | 2,541 | | 1,013 | | 2,049 | |
| 2 繰延ヘッジ損益 | | 7 | | 1 | | 7 | |
| 評価・換算差額等合計 | | 2,549 | 4.3 | 1,014 | 1.9 | 2,056 | 3.7 |
| 純資産合計 | | 15,403 | 25.9 | 13,916 | 25.5 | 15,373 | 27.5 |
| 負債純資産合計 | | 59,580 | 100.0 | 54,578 | 100.0 | 55,839 | 100.0 |

② 【中間損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | | 前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | | |
|------------------|----------|--|------------|--|------------|--|------------|-----|---------|-------|
| | | 金額(百万円) | 百分比 (%) | 金額(百万円) | 百分比 (%) | 金額(百万円) | 百分比 (%) | | | |
| I 売上高 | | | 72,808 | 100.0 | | 67,133 | 100.0 | | 146,722 | 100.0 |
| II 売上原価 | | | 65,461 | 89.9 | | 60,550 | 90.2 | | 131,975 | 89.9 |
| 売上総利益 | | | 7,346 | 10.1 | | 6,582 | 9.8 | | 14,747 | 10.1 |
| III 販売費及び一般管理費 | | | 6,568 | 9.0 | | 6,384 | 9.5 | | 13,138 | 9.0 |
| 営業利益 | | | 778 | 1.1 | | 198 | 0.3 | | 1,608 | 1.1 |
| IV 営業外収益 | ※1 | | 303 | 0.4 | | 336 | 0.5 | | 448 | 0.3 |
| V 営業外費用 | ※2 | | 168 | 0.2 | | 251 | 0.4 | | 331 | 0.2 |
| 経常利益 | | | 912 | 1.3 | | 283 | 0.4 | | 1,726 | 1.2 |
| VI 特別利益 | ※3 | | 856 | 1.1 | | 2 | 0.0 | | 867 | 0.6 |
| VII 特別損失 | ※4 | | 95 | 0.1 | | 4 | 0.0 | | 97 | 0.1 |
| 税引前中間(当期)純利益 | | | 1,673 | 2.3 | | 281 | 0.4 | | 2,496 | 1.7 |
| 法人税、住民税 及び事業税 | | 393 | | | 19 | | | 705 | | |
| 法人税等調整額 | | 271 | 664 | 0.9 | 40 | 59 | 0.1 | 372 | 1,077 | 0.7 |
| 中間(当期)純利益 | | | 1,009 | 1.4 | | 222 | 0.3 | | 1,419 | 1.0 |

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

| | 株主資本 | | | |
|--------------------|-------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 5,664 | 742 | 0 | 743 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 1 | 1 |
| 中間会計期間中の変動額合計(百万円) | — | — | 1 | 1 |
| 平成18年9月30日残高(百万円) | 5,664 | 742 | 2 | 744 |

| | 株主資本 | | | | | |
|--------------------|-------|----------|---------|---------|------|--------|
| | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 673 | 1,560 | 4,023 | 6,257 | △267 | 12,397 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | △538 | △538 | | △538 |
| 役員賞与金(注) | | | △30 | △30 | | △30 |
| 中間純利益 | | | 1,009 | 1,009 | | 1,009 |
| 自己株式の取得 | | | | — | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | — | 14 | 16 |
| 中間会計期間中の変動額合計(百万円) | — | — | 440 | 440 | 14 | 456 |
| 平成18年9月30日残高(百万円) | 673 | 1,560 | 4,464 | 6,698 | △252 | 12,854 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|---------|----------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 3,288 | — | 3,288 | 15,685 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | | △538 |
| 役員賞与金(注) | | | | △30 |
| 中間純利益 | | | | 1,009 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | 16 |
| 株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額) | △746 | 7 | △738 | △738 |
| 中間会計期間中の変動額合計 (百万円) | △746 | 7 | △738 | △282 |
| 平成18年9月30日残高(百万円) | 2,541 | 7 | 2,549 | 15,403 |

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

| | 株主資本 | | | |
|--------------------|-------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 5,664 | 742 | 7 | 749 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △0 | △0 |
| 中間会計期間中の変動額合計(百万円) | — | — | △0 | △0 |
| 平成19年9月30日残高(百万円) | 5,664 | 742 | 7 | 749 |

| | 株主資本 | | | | | |
|--------------------|-------|----------|---------|---------|------|--------|
| | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 673 | 1,560 | 4,874 | 7,108 | △206 | 13,316 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △648 | △648 | | △648 |
| 中間純利益 | | | 222 | 222 | | 222 |
| 自己株式の取得 | | | | — | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | — | 11 | 11 |
| 中間会計期間中の変動額合計(百万円) | — | — | △425 | △425 | 10 | △415 |
| 平成19年9月30日残高(百万円) | 673 | 1,560 | 4,449 | 6,682 | △195 | 12,901 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|---------|----------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 2,049 | 7 | 2,056 | 15,373 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △648 |
| 中間純利益 | | | | 222 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | 11 |
| 株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額) | △1,035 | △6 | △1,041 | △1,041 |
| 中間会計期間中の変動額合計 (百万円) | △1,035 | △6 | △1,041 | △1,456 |
| 平成19年9月30日残高(百万円) | 1,013 | 1 | 1,014 | 13,916 |

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------|-------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 5,664 | 742 | 0 | 743 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 6 | 6 |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | — | — | 6 | 6 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 5,664 | 742 | 7 | 749 |

| | 株主資本 | | | | | |
|-------------------|-------|----------|---------|---------|------|--------|
| | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 673 | 1,560 | 4,023 | 6,257 | △267 | 12,397 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | △538 | △538 | | △538 |
| 役員賞与金(注) | | | △30 | △30 | | △30 |
| 当期純利益 | | | 1,419 | 1,419 | | 1,419 |
| 自己株式の取得 | | | | — | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | — | 62 | 68 |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | — | — | 851 | 851 | 61 | 919 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 673 | 1,560 | 4,874 | 7,108 | △206 | 13,316 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|---------|----------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 3,288 | — | 3,288 | 15,685 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | — | △538 |
| 役員賞与金(注) | | | — | △30 |
| 当期純利益 | | | — | 1,419 |
| 自己株式の取得 | | | — | △0 |
| 自己株式の処分 | | | — | 68 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | △1,239 | 7 | △1,231 | △1,231 |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | △1,239 | 7 | △1,231 | △312 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 2,049 | 7 | 2,056 | 15,373 |

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 項目 | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|-----------------|--|---|--|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してしております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>(3) たな卸資産 商品 総平均法による低価法によっております。</p> | <p>(1) 有価証券 _____</p> <p>子会社及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 同左</p> | <p>(1) 有価証券 _____</p> <p>子会社及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してしております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 同左</p> |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 建物・構築物・機械装置 建物と賃貸事業用資産については定額法によっております。それ以外は定率法によっております。</p> <p>車輛運搬具・器具備品 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 13年～31年</p> <p>機械装置及び運搬具 6年～13年</p> | <p>(1) 有形固定資産 同左</p> | <p>(1) 有形固定資産 同左</p> |

| 項目 | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|------------|--|--|--|
| 3 引当金の計上基準 | <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> | <p>(追加情報) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能限度まで償却が終了したのものについては、償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。この変更により営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ9百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う額を計上しております。</p> | <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支出に備えるため、当社は、当事業年度に負担するべき額を計上しております。</p> |

| 項目 | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|---|---|---|
| <p>4 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>5 リース取引の処理方法</p> | <p>(3) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(3,949百万円)は、15年による均等額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 当社は平成18年5月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、本總會終結時に在任する役員に対して、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を各役員の退任時に支給することが承認可決されました。これにより、当社の「退職慰労引当金」(294百万円)を全額取崩し、固定負債の「長期末払金」に表示しております。 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> | <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> | <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 なお、会計基準変更時差異(3,949百万円)は、15年による均等額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 当社は平成18年5月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、本總會終結時に在任する役員に対して、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を各役員の退任時に支給することが承認可決されました。これにより、当社の「退職慰労引当金」(294百万円)を全額取崩し、固定負債の「長期末払金」に表示しております。 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>同左</p> |

| 項目 | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|-------------|---|--|--|
| 6 ヘッジ会計の方法 | <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によつております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨オプションについては、振当処理によつております。また、金利スワップ取引のうち、特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引 ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替リスク及び金利変動リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 既に経過した期間についてのヘッジ対象とヘッジ手段との時価またはキャッシュ・フロー変動額を比較する方法によつております。</p> | <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> | <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> |
| 7 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によつております。 | 同左 | 同左 |

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|--|---|
| <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は15,396百万円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> | <p>—————</p> <p>(有形固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この変更により、損益に与える影響は軽微であります。</p> | <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は15,365百万円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が25百万円減少しております。</p> <p>—————</p> |

表示方法の変更

| <p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p> | <p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p> |
|---|---|
| | <p>(中間貸借対照表) 前中間会計期間において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」(前中間会計期間1,854百万円)については、負債純資産総額の100分の5超となったため、当中間会計期間より区分掲記しております。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 前中間会計期間末 (平成18年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 前事業年度末 (平成19年3月31日) |
|---|---|---|
| <p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 3,115百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 (1) 担保に供している資産 有形固定資産 813百万円 投資有価証券 5,355 計 6,169</p> <p>(2) 担保設定の原因となる債務 長期借入金 2,512百万円 (一年内返済分を含む)</p> <p>3 偶発債務(保証債務) 次の通り各社の債務について保証を行っております。</p> <p>百万円</p> <p>キョクヨー秋津冷蔵㈱の借入金 270</p> <p>極洋海運㈱の長期未払金 1,611</p> <p>極洋食品㈱の借入金 599</p> <p>極洋水産㈱の借入金 820</p> <p>キョクヨーフーズ㈱の借入金 610</p> <p>サポートフーズ㈱の借入金 341</p> <p>(これは連帯保証であり、当社分担保証残高は170百万円であります。)</p> <p>Kyokuyo Shipping Panama S.A.の備船料 2,870</p> <p>青島極洋貿易有限公司の借入金 89</p> <p>K&U Enterprise Co.,Ltdの借入金及びリース料 1,570 (これは連帯保証であり、当社分担保証残高は785百万円であります。)</p> <p>計 8,782</p> <p>上記のうち外貨建保証債務は下記の通りとなっております。</p> <p>円換算額 154百万円 外貨額 755千米ドル 20,000千パーツ</p> <p>※4 消費税等 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺しており、差額を「流動負債・その他」に含めて表示しております。</p> | <p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 3,284百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 (1) 担保に供している資産 有形固定資産 758百万円 投資有価証券 3,219 計 3,977</p> <p>(2) 担保設定の原因となる債務 長期借入金 1,055百万円 (一年内返済分を含む)</p> <p>3 偶発債務(保証債務) 次の通り各社の債務について保証を行っております。</p> <p>百万円</p> <p>キョクヨー秋津冷蔵㈱の借入金 220</p> <p>極洋海運㈱の長期未払金 1,280</p> <p>極洋食品㈱の借入金 603</p> <p>極洋水産㈱の借入金 700</p> <p>キョクヨーフーズ㈱の借入金 470</p> <p>サポートフーズ㈱の借入金 372</p> <p>(これは連帯保証であり、当社分担保証残高は186百万円であります。)</p> <p>キョクヨーマリンファーム㈱の借入金 60 (これは連帯保証であり、当社分担保証残高は49百万円であります。)</p> <p>Kyokuyo Shipping Panama S.A.の備船料 2,558</p> <p>K&U Enterprise Co.,Ltdの借入金及びリース料 1,832 (これは連帯保証であり、当社分担保証残高は916百万円であります。)</p> <p>計 8,096</p> <p>上記のうち外貨建保証債務は下記の通りとなっております。</p> <p>円換算額 299百万円 外貨額 80,000千パーツ</p> <p>※4 消費税等 同左</p> | <p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 3,200百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 (1) 担保に供している資産 有形固定資産 784百万円 投資有価証券 4,253 計 5,038</p> <p>(2) 担保設定の原因となる債務 長期借入金 1,754百万円 (一年内返済分を含む)</p> <p>3 偶発債務(保証債務) 次の通り各社の債務について保証を行っております。</p> <p>百万円</p> <p>キョクヨー秋津冷蔵㈱の借入金 220</p> <p>極洋海運㈱の長期未払金 1,446</p> <p>極洋食品㈱の借入金 571</p> <p>極洋水産㈱の借入金 757</p> <p>キョクヨーフーズ㈱の借入金 500</p> <p>サポートフーズ㈱の借入金 342</p> <p>(これは連帯保証であり、当社分担保証残高は171百万円であります。)</p> <p>Kyokuyo Shipping Panama S.A.の備船料 2,714</p> <p>K&U Enterprise Co.,Ltdの借入金及びリース料 1,741 (これは連帯保証であり、当社分担保証残高は870百万円であります。)</p> <p>計 8,292</p> <p>上記のうち外貨建保証債務は下記の通りとなっております。</p> <p>円換算額 243百万円 外貨額 65,000千パーツ</p> |

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|---|
| ※1 営業外収益のうち主要項目 (1) 受取利息 22百万円 (2) 受取配当金 221 (3) 外国為替差益 17 ※2 営業外費用のうち主要項目 (1) 支払利息 163百万円 | ※1 営業外収益のうち主要項目 (1) 受取利息 24百万円 (2) 受取配当金 281 ※2 営業外費用のうち主要項目 (1) 支払利息 187百万円 (2) 外国為替差損 62 | ※1 営業外収益のうち主要項目 (1) 受取利息 44百万円 (2) 受取配当金 283 (3) 外国為替差益 36 ※2 営業外費用のうち主要項目 (1) 支払利息 324百万円 |
| ※3 特別利益のうち主要項目 (1) 固定資産 処分益 832百万円 (2) 貸倒引当金 戻入差益 24 | ※3 特別利益のうち主要項目 (1) 投資有価証券 売却益 2百万円 | ※3 特別利益のうち主要項目 (1) 固定資産 処分益 843百万円 (2) 貸倒引当金 戻入差益 24 |
| ※4 特別損失のうち主要項目 (1) 固定資産 処分損 2百万円 (2) 関係会社 株式整理損 91 (3) 投資有価証券 売却損 1 5 減価償却実施額 (1) 有形固定資産 103百万円 (2) 無形固定資産 57 | ※4 特別損失のうち主要項目 (1) 固定資産 処分損 4百万円 5 減価償却実施額 (1) 有形固定資産 100百万円 (2) 無形固定資産 64 | ※4 特別損失のうち主要項目 (1) 固定資産 処分損 3百万円 (2) 関係会社株式 整理損 91 (3) 投資有価証券 売却損 1 5 減価償却実施額 (1) 有形固定資産 208百万円 (2) 無形固定資産 119 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-----------|-------|--------|-----------|
| 普通株式(株) | 1,622,762 | 1,245 | 91,000 | 1,533,007 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,245株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプションの行使による減少 91,000株

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-----------|-------|--------|-----------|
| 普通株式(株) | 1,249,326 | 2,578 | 69,523 | 1,182,381 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,578株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプションの行使による減少 69,000株

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|-------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 1,622,762 | 3,564 | 377,000 | 1,249,326 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,564株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプションの行使による減少 377,000株

(リース取引関係)

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | | | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | | | | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | |
|---|----------------------|-----------------------------|----------------------------|---|----------------------|-----------------------------|----------------------------|---|----------------------|-----------------------------|----------------------|
| 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | | | | 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | | | | 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | | | |
| | 取得価額 相当額 (百万円) | 減価償却 累計額 相当額 (百万円) | 中間期末 残高 相当額 (百万円) | | 取得価額 相当額 (百万円) | 減価償却 累計額 相当額 (百万円) | 中間期末 残高 相当額 (百万円) | | 取得価額 相当額 (百万円) | 減価償却 累計額 相当額 (百万円) | 期末残高 相当額 (百万円) |
| 有形固定資産 (器具・備品) | 115 | 74 | 41 | 有形固定資産 (器具・備品) | 71 | 25 | 45 | 有形固定資産 (器具・備品) | 97 | 48 | 49 |
| 無形固定資産 (ソフトウェア) | 2 | 2 | 0 | 無形固定資産 (ソフトウェア) | 24 | 4 | 19 | 無形固定資産 (ソフトウェア) | 24 | 2 | 22 |
| 合計 | 118 | 76 | 41 | 合計 | 95 | 30 | 65 | 合計 | 122 | 50 | 71 |
| (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 15百万円 1年超 26 合計 42 | | | | (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 17百万円 1年超 49 合計 66 | | | | (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 18百万円 1年超 54 合計 72 | | | |
| (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 11百万円 減価償却費相当額 11 支払利息相当額 0 | | | | (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 11百万円 減価償却費相当額 10 支払利息相当額 0 | | | | (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 26百万円 減価償却費相当額 25 支払利息相当額 1 | | | |
| (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | | | | (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左 | | | | (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左 | | | |
| (5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | | | | (5) 利息相当額の算定方法 同左 | | | | (5) 利息相当額の算定方法 同左 | | | |
| 2 オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。 | | | | 2 オペレーティング・リース取引 同左 | | | | 2 オペレーティング・リース取引 同左 | | | |

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | |
|---|----------------|---|----------------|---|----------------|
| 1株当たり純資産額 | 142.96円 | 1株当たり純資産額 | 128.73円 | 1株当たり純資産額 | 142.30円 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 9.37円 | 1株当たり中間純利益金額 | 2.06円 | 1株当たり当期純利益金額 | 13.17円 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 | 9.29円 | 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 | 2.05円 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 13.06円 |
| 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎 | | 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎 | | 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| 中間純利益 | 1,009百万円 | 中間純利益 | 222百万円 | 当期純利益 | 1,419百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | —百万円 | 普通株主に帰属しない金額 | —百万円 | 普通株主に帰属しない金額 | —百万円 |
| 普通株式に係る中間純利益 | 1,009百万円 | 普通株式に係る中間純利益 | 222百万円 | 普通株式に係る当期純利益 | 1,419百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 107,721千株 | 普通株式の期中平均株式数 | 108,078千株 | 普通株式の期中平均株式数 | 107,768千株 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 | 新株予約権 943千株 | 潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 | 新株予約権 208千株 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 | 新株予約権 895千株 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | — | 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | — | 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | — |

(重要な後発事象)

該当する項目はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

| | | | | |
|----------|--------|---|------------|------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 | 自 | 平成18年4月1日 | 平成19年6月28日 |
| 及びその添付書類 | (第84期) | 至 | 平成19年3月31日 | 関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

株式会社極洋

取締役会 御中

井上監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 中 松 進 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平 松 正 己 ⑩

業務執行社員 公認会計士 林 映 男 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極洋の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

株式会社極洋

取締役会 御中

井上監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 中 松 進 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 賢 治 ⑩

業務執行社員 公認会計士 林 映 男 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極洋の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

（セグメント情報）「事業の種類別セグメント情報」5. 事業区分の変更に記載の通り、会社は事業の種類別セグメント情報における事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

株式会社極洋

取締役会 御中

井上監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 中 松 進 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平 松 正 己 ⑩

業務執行社員 公認会計士 林 映 男 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極洋の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第84期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極洋の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

株式会社極洋

取締役会 御中

井上監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 中 松 進 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 賢 治 ㊞

業務執行社員 公認会計士 林 映 男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極洋の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第85期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極洋の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。